

税理士法人トータル財務プラン

株式会社トータル財務プラン、行政書士法人トータル財務プラン



PRポイント

納税者第一主義を貫いています。①親族間での争い防止に努力しており、公正証書遺言作成支援通数は165通を超えました。②物納も最大限に活用し、今までの物納申請累計額は89億円です。

事務所データ



公認会計士・税理士・行政書士
1級ファイナンシャル・プランニング技能士

友弘 正人

25才から42才まで17年間、現新日本監査法人に勤務。33才で運のみで代表社員になる。42才で独立後は、相続、組織再編、遺言作成支援に特化。書籍は共著、改訂版を含めて20冊。

代表者：友弘 正人
創業：個人開業：1986年（税理士法人化：2008年）
所属：近畿税理士会神戸支部
法人番号：第1794号
職員数：グループ全体52名（2014年11月20日現在）
税理士：6名 公認会計士：1名 行政書士：4名
上級ファイナンシャルプランナー（CFP®）：3名

本部：〒651-0087
兵庫県神戸市中央区御幸通3丁目1-8 ライオンズ三宮ビル2F
TEL.078-221-7711 FAX.078-221-7717

支部：〒665-0034
兵庫県宝塚市小林2丁目10番17号 ストリート小林1階
TEL.0797-71-1077 FAX.0797-71-1078

HP:<http://www.topp.ecnet.jp>
E-mail:topp@hi-ho.ne.jp

争族防止

争族防止の決め手は遺言。 167通の公正証書遺言の実績

弊社では、遺言書作成・専担者制を敷いており、相続人間の秘密を守ることは勿論、争族防止のために、付言に工夫・改良をこらして、現在までに167通の公正証書遺言の作成支援をしてまいりました。専担者は、15年以上、お客様と一緒に公正証書遺言の下書の原案を作成し、本文、付言に改良を重ねてきました。その結果、弁護士を立てての争族に至っているのは、わずか1件のみです。今後とも「争族ゼロ件」を目指して頑張っていきます。

また、逆に世間では、遺言書のあるせいで、争族に至っているケースもあります。本文・付言の書き方ひとつで、争族を招きます。「細部に神が宿る」といいますが、一族の争族回避に向けて、今後ともノウハウの蓄積に努めたいと思います。

不要なもの物納を。 物納申請、累計89億円

お客様の納税対策には、弊社は時間をかけています。貸宅地、非上場株式、貸家建付地などは、相続開始前から対策すれば物納可能だからです。おかげさまで、物納申請累計額が89億円を超えました。

相続はお客様にとって資産組換の最大のチャンスです。古アパート古貸家・駅から離れた宅地等、相続税評価は高いけれども、売却すれば安くしか売れない資産を物納適格物件にして差し上げれば、お客様は大変喜んでくださいます。

しかし、税理士にとってこれは手間がかかります。貸宅地等の3大不良資産は売りなさいという考え方が税理士業界では一般的ですが、憂慮すべき事態です。第一にお客様の立場に立って、まず物納可能かをお客様と一緒に考え、提案すべきではないでしょうか。

貸宅地（底地）、株式に限りません。

貸家建付地も物納できませんと一刀両断に切り捨てるのではなく、工夫して物納することにより、お客様に喜んでいただけるのだと思います。

相続税の税務調査には、 専担者が対応

そもそも相続税の税務調査に、税務署が来ないような対策が一番重要です。しかし調査対象になった場合には、相続の調査のプロである税務調査官が来ますので、弊社も相続税の調査専門の担当者が対応します。

相続税の調査に立ち会う者と、法人税・所得税の調査に立ち会う者とは違います。相続税の税務調査は、法人税、所得税の調査と全く異なるからです。

弊社の相続税の専担者は、税務調査にも強いという評価をいただいています。調査対応は理屈ではなく、交渉力も大きいので、弊社のシステムはお客様には大きなメリットです。

土地の評価も動続17年の 完全専担者が対応

近年は、土地の評価もずいぶん変わりました。広大地の評価も変わりました。税法の改正に合わせて、最低の評価を出して、最少額の納税をお客様にしたい。ただためには、土地評価も専担者制をとらざるを得ません。

土地の評価は、動続17年の、原則として土地評価しかない完全専担者が対応しています。

納税者であるお客様と一緒に考え、確かな信頼関係を築くことで、安心して納税のいく納税をしていただきたい。そのために、弊社は研鑽に努めています。

